

## 修正案

## 劇場、音楽堂等の制度的な在り方に関する中間まとめ（案）

## 1. 劇場、音楽堂に係る現状及び課題

## (1) 我が国の劇場、音楽堂の現状

- 本来、劇場、音楽堂とは、もっぱら音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等の文化芸術活動を行い、観客が鑑賞等することを目的とした施設であり、そのために必要となる舞台、照明、音響等の専門的舞台設備を備え、これらを管理、維持、運用及び操作するための舞台技術職員、事業を企画制作する職員等の専門的な職員を配置しているものが想定される。
- 我が国の劇場<sup>1</sup>、音楽堂の現状をみると、こうした機能を有している施設の多くは文化会館や文化ホール等の文化施設である。これら施設については、それぞれの地域の実情を踏まえ、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等の文化芸術だけでなく、スポーツや各種行事等、多目的に利用される施設として設置されている場合が多い。
- これら文化施設における文化芸術活動については、独立行政法人、地方公共団体及び劇場、音楽堂等を設置又は運営する民間事業者（以下「民間事業者」という。）といった文化施設の設置者等が、そこで行う公演を自主制作したり、買取による公演を行ったりする場合もあるが、多くの場合は、貸館公演が中心となっている。

## (2) 我が国の劇場、音楽堂の課題

- 文化施設の大半は、公立文化施設であるが、これらの施設については、地方公共団体の文化関係予算が減少しているとともに、文化施設を設置している地方公共団体において、文化政策上、これらの施設の役割が不明確であり、文化芸術の創造活動の実施や鑑賞機会の提供が十分になされていないなど、その施設が持っている機能が十分に発揮されていないといった指摘がなされている。
- 文化芸術団体の活動拠点が東京をはじめとする大都市圏に集中しており、地方での公演は、大都市圏での公演と比較し、交通費、宿泊費、運搬費等、多くの経費を要すること等から、相対的に、地方において多彩な文化芸術に触れる機会が少なくなっているといった課題が生じている。

<sup>1</sup> 本まとめで記載する「劇場」は、都市計画法等で規定される劇場とは同一ではない。以下同じ。

## 2. 基本的考え方

### (1) 音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等の文化芸術の役割等

- 音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等の文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壤を提供し、人々が共に生きる絆を形成するものである。また、多様性を受け入れができる心豊かな社会を形成し、国際的な相互理解を高め、世界の平和の礎となるものである。
- さらに、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中にあって、個人としての、また様々なコミュニティの構成員としての誇りやアイデンティティを形成し、文化的な伝統を尊重する心を育てるものであって、国民全体の社会的財産である。
- これらの文化芸術は、人々を惹き付ける魅力や社会への「ソフトパワー」であり、持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤ともなるものである。
- このような重要な役割を担う分野について国が振興することは、我が国の魅力を高めることであるとともに、コミュニティの創造、地域振興、ひいては、我が国の国力を高めることである。

### (2) 劇場、音楽堂の機能等

- 劇場、音楽堂は、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等の文化芸術がその役割を果たすための拠点であり、年齢や性別、障害の有無、社会的、経済的状況にかかわらず、心豊かな国民生活を実現するとともに、活力ある社会を構築する社会的な機関である。
- 劇場、音楽堂は、文化芸術を企画制作する創造発信拠点としての機能を有するとともに、鑑賞する機会を提供する拠点、地域住民が文化芸術活動を行う拠点、さらにはこれら文化芸術に関する情報を発信する拠点としての機能を有するものである。
- 多目的に利用される文化施設においても、文化の振興を目的として設置され、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等の文化芸術活動を行う機能を有する施設である場合には、これらの機能を有している。
- こうした意味で、劇場、音楽堂及び劇場、音楽堂の機能を有する文化施設は、国民の生活に新しい価値を付与する公共財というべきものである。

### (3) 今後の劇場、音楽堂等の在り方

- このような我が国の現状や課題を踏まえ、今後の我が国における劇場、音楽堂等の在り方については、数多く存在する文化施設が有する劇場、音楽堂の機能を

生かしながら、国や地方公共団体、民間事業者、公演等を行う文化芸術団体等が連携協力して、社会全体で、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等の文化芸術を提供する環境を整えることによって、より多くの国民に対して、様々な文化芸術活動に触れる機会が提供され、我が国の文化芸術の水準が高まるようにしなければならない。

- 今回の報告のねらいは、文化の振興を目的として設置され、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等の文化芸術活動を行う機能を有する施設を「劇場、音楽堂等」とし、これらを拠点として音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等の文化芸術の振興を図ることにある。
- これを実現するためには、国は、劇場、音楽堂等の実情を踏まえつつ、国、地方公共団体の責務、及び民間事業者の役割を明確にし、劇場、音楽堂等を活用する意識を高めるとともに、我が国の文化芸術の水準を高めるトップレベルの活動の推進、地域の文化芸術活動の活性化、劇場、音楽堂等のより良い運営に向けた指針の作成等、総合的に取り組むことが必要である。

### 3. 検討対象

- 今回の検討対象については、文化の振興を目的として設置され、劇場、音楽堂の機能を有する施設を広く対象とし、「劇場、音楽堂等」とする。
- 劇場、音楽堂の事業とは、主に次に掲げる内容が挙げられる。
  - i) 音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等を企画し、又は制作すること
  - ii) 音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等を公演し、又は公開すること
  - iii) 音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等を鑑賞し、創作し、又は発表するために施設を一般の利用に供すること
  - iv) 音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等を普及啓発すること
  - v) 音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等に必要な人材を養成すること
  - vi) 音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等に関する調査研究を実施し、資料を収集し、又は情報を一般に提供すること
- 民間事業者による活動を通じて、文化芸術の振興を図ることも重要であることから、民間事業者立の施設も検討対象とすることとする。
- 国立の劇場については、我が国の中核的な劇場として検討対象とすべきであるが、具体的な実施方針等が独立行政法人日本芸術文化振興会法及びそれに基づく法令等において規定されていることに留意する必要がある。

### 4. 法的基盤の内容として考えられる事項

- 劇場、音楽堂等の制度的な在り方を検討するに当たっては、文化芸術振興基本

法に定められた基本理念<sup>2</sup>を踏まえるとともに、独立行政法人、地方公共団体、民間事業者、文化芸術団体等の自主性及び主体性を尊重し、設置者等の判断のもと、多様な文化芸術活動が実施される枠組にする必要がある。

- 文化芸術は、過去から未来へと受け継がれる国民共有の財産であり、その継承と変化の中で新たな価値が見出されていくものである。劇場、音楽堂等の制度的な在り方を検討するに当たっては、こうした文化芸術の特質を踏まえ、短期的な経済的効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的な視点に立って施策を講ずる必要がある。
- これらの考え方や「2. 基本的考え方」を踏まえ、法的基盤の内容として考えられる事項について、次のとおり整理する。

### (1) 総 論

- ① 劇場、音楽堂等の機能を生かした文化芸術の振興に関する国及び地方公共団体の責務
  - 国が果たすべき責務は、我が国の文化芸術の水準を高め、国際的に比肩しうる水準の文化芸術を振興するため、劇場、音楽堂等の機能を生かし、長い歴史と伝統の中から生まれ、守り伝えられてきた国民の財産である伝統芸能を継承及び発展させるとともに、国際的に高い水準の現代舞台芸術の創造発信活動等を行い、併せて、こうした我が国の文化芸術を海外発信し、国際文化交流に寄与することである。
  - 東京をはじめとする大都市圏と比較して、地方においては、多彩で質の高い文化芸術に触れる機会が少ない状況を改善し、地域の特色ある文化芸術に触れる機会を確保することによって、我が国の文化芸術の水準を高めることも、国としての責務である。
  - 地方公共団体の責務は、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等の文化芸術に関する施策を策定し、当該地方公共団体の区域内における劇場、音楽堂等を有効に利用し、必要に応じて、国や他の地方公共団体等との連携を図りつつ、実施することである。

<sup>2</sup> 文化芸術振興基本法（平成十三年法律第百四十八号）（抄）

（基本理念）

第二条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に發揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、我が国において、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られ、ひいては世界の文化芸術の発展に資するものであるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術の振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

- 国及び地方公共団体が、それぞれ設置する劇場、音楽堂等を十分に活用する責務等を法令上明確にすることによって、今まで以上に国及び地方公共団体において、劇場、音楽堂等の機能を生かす意識が高まり、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等の文化芸術活動が充実されることが期待される。

## ② 劇場、音楽堂等を設置又は運営する民間事業者の役割

- 民間事業者が設置又は運営する劇場、音楽堂等において実施される様々な文化芸術活動については、原則、自主的かつ自由に行われるものであるが、心豊かな生活の実現や新たな価値の創造といった文化芸術の効用に鑑み、民間事業者においても、必要に応じ、国及び地方公共団体との連携を図りつつ、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等の文化芸術活動に関する取組を実施する役割がある。

国及び地方公共団体の責務と併せて、このような民間事業者の役割を法令上明確にすることによって、社会全体で劇場、音楽堂等を活用する姿勢が明確になり、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等の文化芸術活動がさらに充実することが期待される。

## ③ 劇場、音楽堂等と文化芸術団体等との連携

- 現在においても、劇場、音楽堂等と、そこで公演等を行う文化芸術団体との間では、従来からの劇場、音楽堂等と文化芸術団体との関係を生かした友好提携やフランチャイズ契約<sup>3</sup>による連携等、劇場、音楽堂等が置かれている環境に応じた様々な連携が行われている。

また、劇場、音楽堂等の相互の連携に関しては、公演の共同制作や巡回公演の実施等が実施されている場合がある。

- 劇場、音楽堂等と文化芸術団体や大学等との連携及び劇場、音楽堂等相互の連携については、今後さらに、文化芸術団体による劇場、音楽堂等の利用に係るもの、公演等の実施において必要となる専門的な能力を有する人材の確保及び養成、地域住民への文化芸術の教育普及活動、自主公演の共同制作や巡回公演の実施、人材の交流等、それぞれの環境に応じた多様かつ柔軟な連携が図られることが求められる。

- なお、公立文化施設については、公の施設の利用に関し、長期間にわたる施設の利用ができないといった指摘があるが、それぞれの公立文化施設の設置条例等に規定されている設置目的に反しない限りにおいて、劇場、音楽堂等と文化芸術団体とが相互に連携協力することによって対応していくことが重要である。

<sup>3</sup> ここでいうフランチャイズ契約とは、劇場、音楽堂等とそこで活動を行う文化芸術団体との間において締結される契約で、特定の文化芸術団体が、一定程度、継続的かつ独占的に劇場、音楽堂等を利用するとともに、当該劇場、音楽堂等において定期的に公演を提供すること等に関するものをいう。

#### ④ 国の財政上の措置等

- 国は、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等の文化芸術の振興に関する施策を着実に実施するため、財政上の措置その他の措置を講じる必要がある。

##### (2) 基本的施策

###### ① 我が国の文化芸術の水準を高めるトップレベルの活動の支援等

- 国は、我が国の文化芸術の水準を高め、国際的に比肩しうる水準の文化芸術の振興を図るため、引き続き、新国立劇場を十分活用し、創造発信活動等を行うとともに、地方公共団体、民間事業者、文化芸術団体等と連携協力して、トップレベルの創造活動等を行う劇場、音楽堂等を支援し、こうした創造活動等を全国的に展開する必要がある。

国は、我が国古来の伝統的な芸能を継承及び発展させるため、国立劇場等を十分に活用し、公演等を行う必要がある。

###### ② 地域の文化芸術活動の活性化

- 地域の特色ある文化芸術に触れる機会を確保するとともに、地域の文化芸術活動を活性化することによって、我が国の文化芸術の水準を高めるため、国においては、地方公共団体、民間事業者、文化芸術団体等と連携協力して、地域において特色ある優れた文化芸術を提供し、地域における文化芸術を振興することができる劇場、音楽堂等に対し、支援を行うことが求められる。

###### ③ 劇場、音楽堂等のより良い運営に向けた指針の作成

- 国は、劇場、音楽堂等をより一層生かすよう、地方公共団体や民間事業者等の取組を促すため、劇場、音楽堂等に係る専門的な人材の配置をはじめ、劇場、音楽堂等の運営に関し、留意すべき事項及び参考となる事項等を示す指針を作成することが必要である。

###### ④ 劇場、音楽堂等の機能を十分に發揮するための人材養成等

- 劇場、音楽堂等に配置される人材の養成に当たっては、OJTによる養成を基本としつつ、それぞれの劇場、音楽堂等において、他の劇場、音楽堂等や大学、文化芸術団体等と連携協力して、人事交流や研修を行うなど、劇場、音楽堂等に係る専門的な能力を伸長させる機会を設けることが重要である。
- このため、国及び地方公共団体においては、それぞれの劇場、音楽堂等において求められる能力を有する人材を養成するため、研修や講座等をはじめ様々な機会を提供する必要がある。
- また、國は、国立劇場や新国立劇場等において企画制作された公演や舞台技術に係るノウハウ等を地域の劇場、音楽堂等に提供することが求められる。

- 大学等において専門的な能力を有する人材を育成し、劇場、音楽堂等の現場に輩出することが必要である。各大学等においては、それぞれの教育目標に応じて、文化芸術に関する幅広い知識、アートマネジメントや舞台技術等の専門的な知識・技能を修得させるとともに、劇場、音楽堂等や文化芸術団体等と連携協力して、劇場、音楽堂等の現場において必要となる実践的な資質・能力を育成する機会を確保するなど、教育内容の充実を図ることが求められる。

⑤ 鑑賞者拡大のための取組への支援

- 鑑賞者を拡大させるためには、地域において音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等の文化芸術に親しむ環境を醸成するため、劇場、音楽堂等において教育普及活動を実施し、これらの文化芸術が地域社会に根付くようになることが求められる。
- このため、国、地方公共団体、民間事業者、文化芸術団体等においては、相互に連携協力して、これらの取組を一層推進する必要がある。
- また、国は、鑑賞者拡大のためにも、地域の劇場、音楽堂等に、国立劇場や新国立劇場等において企画制作された公演を提供する必要がある。

⑥ 子どもが文化芸術を鑑賞し、体験する機会の提供

- 子どもの頃から、本物の文化芸術に触れ、豊かな感性や創造性、コミュニケーション能力をはぐくむ機会を充実することにより、心豊かな子どもや若者を育成することが必要である。このため、国、地方公共団体、民間事業者、文化芸術団体等は相互に連携協力して、学校だけでなく、劇場、音楽堂等においても、子どもが、こうした文化芸術を鑑賞し、体験する機会を提供する必要がある。
- こうした取組は、次代の文化芸術の担い手をはぐくむ観点からも重要である。

⑦ 劇場、音楽堂等の取組に係る良好事例に関する情報の収集及び提供

- 国は、多くの劇場、音楽堂等において効果的な取組がなされるよう、劇場、音楽堂等が実施した共同制作、人材養成、教育普及活動等、劇場、音楽堂等の創意工夫による取組において、特色のある公演の制作や専門的な能力を有する人材の確保等、成果のあった事例等について、適宜、設置者である地方公共団体や民間事業者等から情報を収集し、提供する必要がある。
- 地方公共団体においても、当該地方公共団体の区域内に設置された劇場、音楽堂等において効果的な取組がなされるよう、情報を収集し、提供することが重要である。

## 5. 劇場、音楽堂等の運営に係る留意事項等～より良い運営を目指して～

- 本報告書においては、法的基盤の内容として考えられる事項以外にも、劇場、音楽堂等の機能をより一層生かすために、地方公共団体や民間事業者等に対して、運営上、留意すべき事項及び参考となる事項を示すこととする。

### (1) 劇場、音楽堂等に係る専門的な能力を有する人材の確保

- 「2. 基本的考え方」で示した文化芸術が有する役割を具現化するため、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等の企画制作、公演及び公開、人材養成等、質の高い劇場、音楽堂等の事業を十分に行うことのできる専門的な能力を有する人材を確保することが重要である。

- 劇場、音楽堂等に配置される人材に求められる専門的な能力は、主に以下のようないふしが考えられる。

#### i) 事業の企画制作に係る能力

劇場、音楽堂等において行われる公演や教育普及活動に関し、様々なニーズを把握し、我が国の文化芸術の水準を高める事業を企画制作し、提供することができる能力。

#### ii) 運営に係る能力

劇場、音楽堂等の観客を開拓し、育成する能力（マーケティングに係る能力）や、その施設で行われている文化芸術活動の意義を行政機関、議会、住民等に對して的確に説明する能力（アカウンタビリティに係る能力）、行政機関や企業、個人等から継続的に支援を獲得する能力（ファンドレイジングに係る能力）、適正な会計処理や多様な就業形態及び人材配置に対応できる管理能力。

#### iii) 舞台設備等の利用に係る技術力

舞台、照明、音響等の舞台設備を管理、維持するとともに、それらの設備を安全に運用し、演出等に的確に利用できる技術力。

- 個々の劇場、音楽堂等における専門的な人材の配置に当たっては、

i) 劇場、音楽堂等の利用目的や主たる事業、施設に備えられた機能等によつて必要となる人材が異なる場合があること

ii) 人材に求められる資質や能力は、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等の分野ごとでそれぞれ異なる場合があること

等に十分留意する必要があり、画一的な人材配置を行うことは適切ではなく、劇場、音楽堂等それぞれの創意工夫が求められる。

- 劇場、音楽堂等の設置者等においては、施設の利用目的等も踏まえつつ、委嘱や派遣、非常勤等の採用形態も工夫しながら、それぞれの劇場、音楽堂等で求められる人材の確保に努めることが重要である。

## (2) 劇場、音楽堂等に配置される人材に係る資格

- 劇場、音楽堂等における舞台、照明、音響等に関する舞台技術を担う人材は、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等の文化芸術の創造や上演活動を支えるとともに、劇場、音楽堂等を安全に利用するための管理や運用、舞台設備・舞台備品の管理や維持等、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等の文化芸術を支える上で重要な役割を担っている。
- 現行、こうした劇場、音楽堂等の設備に係る安全性を確保するため、労働安全衛生法や電気工事士法、消防法等により、劇場、音楽堂等に配置すべき人材について、一定の講習、試験、資格の保有が義務づけられているところである。
- 「(1) 劇場、音楽堂等に係る専門的な能力を有する人材の確保」に記載した事業の企画制作に係る能力や劇場、音楽堂等の運営に係る能力といったアートマネジメントに係る能力は、文化芸術活動を通じて培った経験や実績が重視される傾向にある。
- このため、資格を有している者のみが一定の業務に従事できる類の資格を新たに設けることについては、その必要性や効果、今後の劇場、音楽堂等を取り巻く状況の変化等を踏まえ、さらに検討する必要がある。
- 一方、職員等の持つ能力や技術を把握するとともに、職員の資質向上を図るために、舞台機構調整技能士といった技能検定制度<sup>4</sup>や、舞台・テレビジョン照明技術者技能認定や音響技術者能力検定等の技能認定を活用することは有効であると考えられる。それぞれの劇場、音楽堂等の機能をより一層生かすために、適宜、こうした技能検定制度等の活用が期待される。

## (3) 指定管理者制度の運用

- 指定管理者制度については、地方公共団体において、それぞれの運用目的に沿った創意工夫の下、様々な取組がなされている。
- 一方、指定管理者制度については、経済性や効率性を重視し、事業内容の充実や専門的人材の養成・配置、事業の継続性等が必ずしも重視されない運用がなされ、施設運営が困難になっている状況も見受けられるという指摘がある。
- このため、指定管理者制度を導入している地方公共団体において、次の留意すべき事項を踏まえつつ、今後、指定管理者制度のより一層効果的な運用がなされることが期待される。

### (指定管理者の選定)

- 劇場、音楽堂等における指定管理者制度の運用をより効果的なものとするた

<sup>4</sup> 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）に基づき、労働者の有する技能を一定の基準によって検定し、これを公証する国家検定制度。

め、地方公共団体が指定管理者を選定するに当たって、劇場、音楽堂等の設置者である地方公共団体においては、次の点に留意することが重要である。

- i ) 施設管理のコスト削減といった財政上の効率性だけを考慮せず、当該指定管理を行う施設の設置目的を達成するため、劇場、音楽堂等の機能を十分に活用し、質の高い事業内容が展開できる指定管理者を選定するよう意識をさらに高めること
- ii ) 指定管理者を公募により選定する場合には、質の高い事業を実施できる指定管理者を選定できるよう、指定管理料の多寡が、指定管理者の選定に大きく影響を及ぼさないような選定基準を作成すること
- 特に、指定管理者の実施事業の質の高さを評価できるよう、指定管理者として応募した者に対して事業内容について提案させるといった企画提案型の募集を行うなどの工夫をすることが重要である。

#### (指定管理の期間)

- 地方公共団体によっては、文化芸術の特性を踏まえ、指定管理の期間を長く設定するなどの工夫が見られる。
- 地方公共団体においては、指定管理者におけるノウハウの蓄積や人材の確保の観点から、それぞれの状況を踏まえつつ、地方公共団体が策定する文化芸術に関する施策を継続的に実現するために必要となる期間を適切に設定することが重要である。

#### (指定管理者が自主事業をしやすい環境の整備)

- 地方公共団体によっては、指定管理料とは別に、自主事業の実施や、地域住民の鑑賞機会の提供等に関する取組に対する助成を行っているところがある。地方公共団体においては、こうした指定管理者にとって自主事業をしやすい環境を整備していくことが重要である。
- 指定管理者制度を導入している施設の7割において、施設の利用料による収入分を指定管理者の自主事業に充てることができる利用料金制度を導入している。当該制度の運用に当たっては、高い施設利用に係る稼働率を前提として、利用料金収入を高く見積もり、逆に指定管理料を低くするといった運用を避け、指定管理者が自主事業を行いやすい環境を整えていくことが重要である。

#### (設置者である地方公共団体と指定管理者との意思疎通)

- 指定管理者制度を導入している施設を設置している地方公共団体と指定管理者との間において、事業の実施の方針や事業内容等について、定期的に意見交換を行い、地域住民等が求める事業を円滑に行うことができるよう努めることが重要である。

(指定管理者の姿勢)

- 設置者である地方公共団体において、指定管理者が自主事業をしやすい環境を整備することと併せて、指定管理者においては、従来の取組に囚われず、文化芸術の水準を向上させる事業に不斷に挑戦するとともに、こうした事業を行うための組織体制を整え、必要な人材を確保するよう努めることが重要である。

(指定管理者の評価)

- 地方公共団体による指定管理者が行う文化芸術に関する事業の評価については、文化芸術の特性を踏まえ、定量的な評価指標のみによる評価に偏ることなく、定性的な評価指標も設定し、バランスのとれた評価を実施することが重要である。